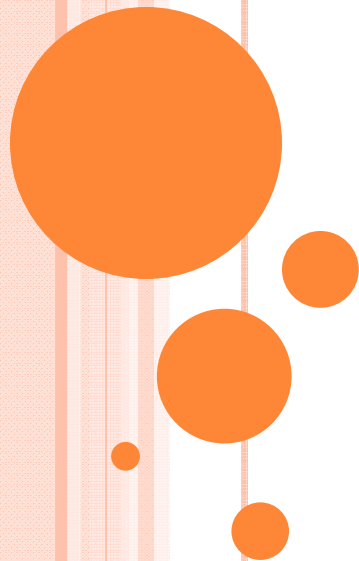


指定障害福祉サービス事業者への 行政処分について

水戸市障害福祉課
管理係



処分の概要について

1 処分を実施した施設について

(1) サービス種別 共同生活援助（日中支援型）

(2) 定員 20名

(3) 家賃や光熱水費，食材料費，日用品費は毎月定額で利用者から徴収し，精算後に残金が生じた場合には利用者へ返還する形をとっていた。



処分の概要について

2 処分の内容

指定の一部の効力の停止（6か月）

※新規利用者の受入停止

（期間：令和7年1月1日～令和7年6月30日）

3 処分の根拠

人格尊重義務違反

（障害者総合支援法第50条第1項第3号）



処分の概要について

4 処分の原因となる事実

○経済的虐待

開所してから約1年間の期間において、食材料費として利用者から徴収した費用と実際にかかった費用に大幅な差額が生じていたにもかかわらず、精算して利用者に差額を返還せず、利用者から不当に財産上の利益を得ていた。

当該期間における過大徴収額は、総額2,809,479円であった。



行政処分の内容を踏まえて…

事業所において、不適切な利用者負担額の徴収が行われていないか点検をお願いします。

障害福祉サービス等事業所が利用者から受け取ることができる費用は、基準条例や基準省令で定められています。



特に共同生活援助（グループホーム）において、利用者から受領可能な費用については問い合わせが多いため、水戸市障害福祉課から通知文を発出しています。改めてご確認をお願いいたします。

〈参考資料〉

「共同生活援助において利用者から受領が可能な費用の取扱いについて（お知らせ）」

（令和3年2月17日 水戸市福祉部障害福祉課長通知）

